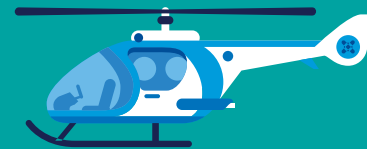




Defining Issues®

FASB 長期保険契約の会計モデルを変更

August 17, 2018



保険会社が発行する長期保険契約の認識、測定、表示及び開示方法を変更するASU 第2018-12号について解説する¹。

適用範囲

本ASUは、長期保険契約の会計処理に係る米国会計基準（US GAAP）のガイダンスの適用範囲に含まれる保険会社に適用される。保険契約者及び保険会社以外の企業は適用範囲から除外される²。

主な内容

本ASUは、長期保険契約の会計処理について、主に以下の変更を行った。

- **有配当契約ではない伝統的な長期保険契約及び短期払い契約に係る将来保険給付に係る負債**
キャッシュフローの見積りの前提について、（過去の経験から、より頻繁に更新が必要な場合でない限り）毎年同じ時期に見直し、変更があれば更新する。割引率については、投資適格格付け中程度の（信用リスクの低い）固定利付商品の利回りを用いて、報告日ごとに更新する。
- **市場リスクを伴う給付**
全ての市場リスクを伴う給付（market risk benefits）を公正価値で測定する。
- **繰延新契約費**
繰延新契約費（DAC）は、関連する保険契約の予想契約期間にわたり一定の水準で償却する。
- **開示**
将来保険給付に係る負債、契約者勘定、市場リスク

を伴う給付、繰延新契約費、並びに分離勘定の資産及び負債の開示を改善する。

— 適用日

公開企業では、2020年12月16日以降開始する会計年度及び期中期間より適用される。公開企業以外では、2021年12月16日以降開始する会計年度及び2022年12月16日以降開始する期中期間に適用される。早期適用は許容される。

— 移行措置

本ASUは、表示される最も古い期間の期首時点で有効な契約に対して適用される。遡及適用は許容される。

本ASUの適用によって、新たなデータが必要になり、また、システム、プロセス及び内部統制を大幅に変更する必要がある可能性がある。長期保険契約の収益のパターンが変わり、財務業績指標や収益性分析に影響を及ぼすであろう。長期保険契約を発行する保険会社は、本ASUがこれらの項目に対して与える影響の分析を始めなければならない。

将来保険給付に係る負債

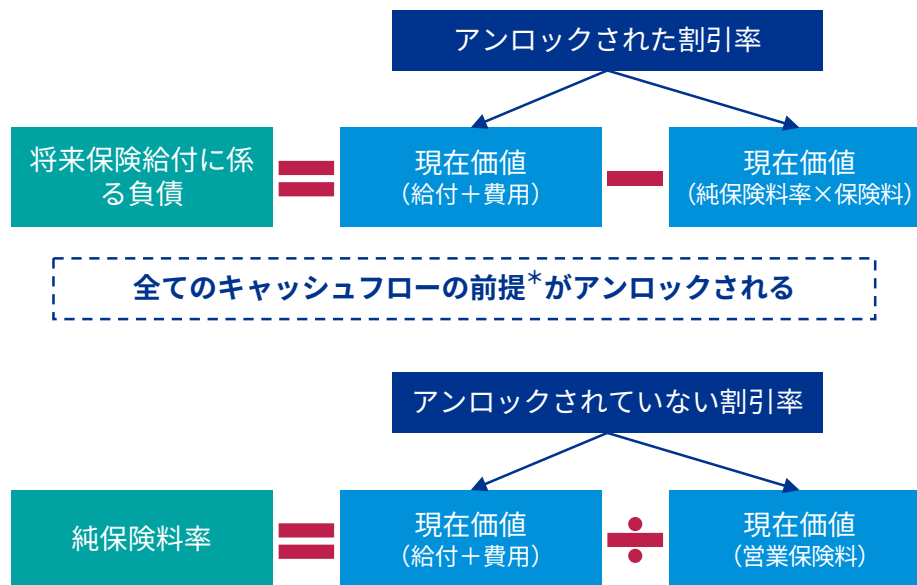
本ASUは、有配当契約ではない伝統的な長期保険契約及び短期払い契約の会計処理を変更するものであるが、有配当契約に係る負債の会計処理を変更するものではない。

¹ ASU 第2018-12号「[長期保険契約に関する会計処理の限定的な改善](#)」

² ASC 第944号「金融サービス－保険」

現行のUS GAAP	本ASU
安全割増（PAD：provision for risk of adverse deviation）を含むキャッシュフローの見積りの前提は、契約発行時にロックインされ、保険料不足が生じない限り変更されない。	- キャッシュフローの見積りの前提は、毎年同じ時期に（または、過去の経験に基づいてより頻繁に）見直される。前提の変更があれば、キャッチアップ法を用いて純保険料率を更新し、影響額は給付費用の構成要素として別個に開示するか、または損益計算書に括弧書きで表示する。 - 前提に安全割増を含んではならない。
保険料不足分析の実施が要求される。	保険料不足分析はもはや要求されない。ただし、純保険料率は100%を超えることはできない。*
キャッシュフローは、ロックインされた期待運用利回りを用いて割引計算が行われる。	現在の投資適格格付け中程度の（信用リスクの低い）固定利付商品の利回りを用いて割引計算が行われる。割引率は報告期間毎に更新される。割引率の変更による影響は、その他の包括利益として計上される。
*純保険料率が100%を超過する場合、純保険料は営業保険料と等しくなるように設定され、将来保険給付に係る負債は増加し、増加額が報告期間の損益として計上される。	

純保険料モデル



*費用に係る前提は、本ASUにおいてその他のキャッシュフローの前提に用いられる新しい計算方法と整合するように、更新しなければならない（ただし、費用に係る前提を更新しない選択を企業全体で行う場合を除く）。

この再測定では、契約当初時点における純保険料率は、実際の過去実績及び更新後の将来キャッシュフローの前提を用いて計算される。将来保険給付に係る負債の計算において、保険会社は発行年度の異なる保険契約を同一のグループにまとめることはできないが、四半期または年度毎にグループ化することはできる。当該負債の計算に用いられる集約のレベルについて、負債額がゼロ未満になってはならない。

割引率について、投資適格格付け中程度の（信用リスクの低い）固定利付商品の利回りとは、通常、シングルA格が想定される。保険会社には以下が要求される。

- 関連する観察可能なインプットを最大限に利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にする。
- 将来保険給付に係る負債のデュレーションの特徴を反映する、信頼できる情報を利用する。
- 利息費用の計算には、当初の割引率を使用する。

KPMGの所見

キャッチアップ法を用いて純保険料率を計算するためには、実際の過去の財務データが必要であるため、計算に必要なデータは増加する。

本ASUの適用にあたり、契約のグルーピングは重要な決定事項である。従って、保険会社は本ASUによる変更点が数理計算モデルにどのような影響を及ぼすかについて分析を始めなければならない。

投資に適用される割引率と将来保険給付に係る負債に適用される割引率の関連性が失われるため、ALMに使用する割引率が負債の計算に使用される割引率と整合しない可能性がある。

前提条件を更新することが要求されるため、損益計算書のボラティリティは増加することになる。

市場リスクを伴う給付

本ASUは、契約者勘定に加えて給付を提供する可能性のある特定の契約または契約の特徴について、新しい用語を設けている。長期保険契約のうち、僅少ではない資本

市場リスクから保険契約者を保護し、保険会社を当該リスクに晒すこととなる特定の契約または契約の特徴のことを、市場リスクを伴う給付と言う。

現行のUS GAAP	本ASU
一部の給付は組込デリバティブとして公正価値で測定され、その他の給付は保険給付モデルに従って測定される。	— 積立保険契約（または契約者勘定）に関連する全ての市場リスクを伴う給付は公正価値で測定される。 — 公正価値の変動は、損益計算書に個別の項目として表示される。ただし、負債ポジションにある市場リスクを伴う給付の商品固有の信用リスクに帰属する公正価値の変動は、その他の包括利益に個別の項目として計上される。

契約または契約の特徴が市場リスクを伴う給付に該当するか否かを評価する際に、以下を考慮する。

- 「保護」とは、保険契約者から保険会社に、契約者勘定の損失額または不足額（すなわち、契約者勘定残高と給付額の差額）を移転することを指す。移転しなければ契約者（または保険金受取人）が負担したであろう資本市場のリスクに保険会社を晒すことになる。

- 「保護」は、生命保険契約の死亡給付部分（すなわち、契約者勘定残高と死亡給付額の差額）を含まない。この条件は、投資契約または年金契約（保険契約に分類される年金契約を含む）には適用されない。
- 「僅少なリスク」は、重要ではない金額のリスクまたは発生可能性が低い（remote）リスクのことを指す。資本市場のボラティリティに応じて給付額が重要ではない金額以上に変動する可能性がある場合、

保険会社は市場リスクを伴う給付によって僅少ではない資本市場のリスクに晒されると推定される。

契約または契約の特徴が市場リスクを伴う給付の定義を満たすか否かの決定には、判断が必要となる。契約が複数の市場リスクを伴う給付を含む場合、複数の給付は一つの複合された市場リスクを伴う給付として集約されなければならない。

保険契約が契約者勘定に加えて給付を提供する場合、保険会社は契約開始時点において、本ASUのガイダンスを用いて、どのような会計処理が適切か評価する必要がある。保険会社は以下の順番で、どの特徴を次のものとして会計処理すべきかを決定する。

- 市場リスクを伴う給付
- デリバティブ
- 死亡給付、年金への転換またはその他の保険給付

KPMGの所見

市場リスクを伴う給付は、変額年金の分離勘定及び一般勘定の年金における全ての種類の最低給付保証を含む（例えば、最低死亡給付保証、最低引出額保証、最低終身引出額保証、最低年金原資保証、及び最低年金受取額保証）。

これらの特徴のうち、これまで公正価値で測定されていなかったものがある（最低死亡給付保証など）。保険会社は、契約の特徴が市場リスクを伴う給付の定義を満たすか否かの評価を始めなければならない。

繰延新契約費の償却

本ASUによって、一部の投資契約を除く、長期保険契約に係る繰延新契約費の償却方法が簡素化される。償却方法は、関連する契約の予想契約期間にわたって一貫して

適用される。収益及び利益と関連するような償却方法は採用できない。

現行のUS GAAP	本ASU
様々な償却モデルが使用されており、関連する保険契約から生じる収益または利益と関連している（保険料、総利益または総マージン等）。	関連する契約の予想契約期間にわたり、契約ごとまたは契約グループごとに一定の水準で償却する。
繰延新契約費の未償却残高に対して、予想総利益の割引計算に使用される割引率によって計算された利息費用が生じる。	繰延新契約費の未償却残高に対して利息を計上しない。
投資成績の影響または期待将来負債キャッシュフローの変動の影響を調整する（シャドウ調整）。	シャドウ調整は行わない。
減損の検討対象である。	想定外の解約があった場合、対応する繰延新契約費は償却するが、減損テストの対象ではない。

繰延新契約費の残高のうち、実績が見積りを超過する分については減額される。死亡率や失効率の前提の改定などの、将来の見積りの変更による影響は、予想残存契約期間にわたり、将来の償却費の修正として認識しなければならない。

繰延新契約費の償却に使用される前提は、将来保険給付に係る負債の見積りに使用される前提と整合的でなければならない。

繰延新契約費の償却は、契約ごとまたは契約グループごとに計算することができる。

- 契約ごとに計算する場合、定額法で償却を行う。
- 契約グループごとに計算する場合、個々の契約ごとに定額法で計算した場合と概ね同等となるように、一定の水準で償却を行う。

繰延新契約費の償却に使用する契約のグルーピングは、将来保険給付に係る負債の計算に用いる集約のレベルと整合的でなければならない。

KPMGの所見

本ASUは、「一定の水準（constant level basis）」について定義していない。従って、保険会社は繰延新契約費の償却プロセスや償却方法を開発する必要がある。

VOBA（取得事業の価値）や、再保険の将来収支の現在価値などの残高を繰延新契約費と整合的に償却している保険会社は、これらの残高を繰延新契約費と整合的に償却することが引き続き適切であるか否かを評価する必要がある。

開示要件の拡充

保険会社は、貸借対照表科目の期首残高から期末残高に係る調整表の定量的情報、並びに重要なインプット、判

断、前提及び測定に使用した方法に関する情報を開示する必要がある。以下の表で新しい開示について説明する。

開示	記載内容
将来保険給付に係る負債、契約者勘定、市場リスクを伴う給付、分離勘定の負債及び繰延新契約費について期首残高から期末残高に係る調整表	貸借対照表と一致する、期首残高から期末残高に係る細分化された表形式の調整表
測定に使用した前提またはインプット	重要なインプット、判断、仮定及び測定に用いた方法に関する情報。観察不能な割引率の決定に用いた技法を含む。
その他の事項	営業保険料、総給付、実績の見積りからの乖離、予定利率及び測定技法、及びユニバーサルライフ保険及び有配当保険契約における保険料不足分析の結果に係る情報

開示要件の変更により、新たな開示の細分化を決定する際に用いる原則が導入されている。重要性の低い大量の詳細情報を含めることなく、また特徴が大きく異なる項

目を合算することなく、有用な情報を開示することが意図されている。また、保険会社は異なる報告セグメントの金額を合算してはならない。

KPMGの所見

本ASUによって、保険会社は、新しい財務データが必要か否か、また、拡充された開示を管理するためにプロセス及び内部統制を更新すべきか否かを決定することが求められる。

また、開示のための細分化のレベルを決定することも必要である。拡充された開示のために必要となる追加的な作業は、財務報告のタイムラインを計画する段階で考慮することが必要となる。

発効日及び移行措置

	公開企業	公開企業以外
会計年度 - 右記の日付以降に開始する会計年度	2020年12月16日	2021年12月16日
期中期間 - 右記の日付以降に開始する会計年度に含まれる期中期間	2020年12月16日	2022年12月16日
早期適用は許容されるか	許容される。	
移行措置		
将来保険給付に係る負債*	表示される最も古い期間の期首時点で有効な契約に対して適用される。遡及適用は許容される。	
市場リスクを伴う給付	表示される最も古い期間の期首より、遡及して適用される。	
繰延新契約費*	表示される最も古い期間の期首時点で有効な契約に対して適用される。遡及適用は許容される。	
* 将来保険給付に係る負債及び繰延新契約費に適用される移行措置は同じものでなければならない。		

将来保険給付に係る負債

保険会社は、本ASUを、移行日における帳簿価額を用いて、有配当契約ではないすべての長期保険契約及び短期払い契約に対して適用する。帳簿価額は、その他の包括利益累計額に含まれる関連する金額がある場合、当該金額を控除するように調整される。本ASUは、移行日を、表示される最も古い期間の期首と定義している。

本ASUは、本ASUが適用される直前の負債を計算するために使用された割引率の前提を、移行日の営業保険料に対する純保険料の比率の計算及び将来期間に計上される利息費用の計算に用いることを要求している。

移行日における期首その他の包括利益累計額に対する調整額を決定するために、貸借対照表上の将来保険給付に係る負債は、投資適格格付け中程度の（信用リスクの低い）固定利付商品の利回りを用いて再測定される。

本ASUは、ガイダンスを遡及適用する選択肢を設けている。その場合、累積影響額を期首利益剰余金に計上する。ただし、過年度の情報の利用が制限される場合、遡及適用できる場合が限られる可能性がある。

ガイダンスを遡及適用する場合、保険会社は以下を用いることが求められる。

- 企業全体で、契約発行年度による同一のグルーピング方法を、その発行年度及びその後全ての発行年度に適用する。
- 実際の過去実績に係る情報（過去実績の見積りを用いることはできない）

契約の発行年度によるグルーピングは、当初の契約発行日に基づいて行われる。発効日より前に発行された全ての契約を同一のグループにグルーピングすることはできない。買収により取得した保険契約は、買収日を当初の契約発行日とみなす。

市場リスクを伴う給付

市場リスクを伴う給付の会計処理は、財務諸表が表示される最も古い期間の期首において遡及的に適用する。移行日における公正価値と帳簿価額の差額は、期首時点の利益剰余金の調整として計上される。

ただし、契約発行日と移行日の間の期間の、商品特有の信用リスクの変動による累積影響額は、その他の包括利益累計額に計上される。

保険会社は、契約開始時において関連する観察可能な情報を最大限に利用し、観察不能な情報の利用を最小限にする。前提が観察不能な場合または利用不可能な場合で、独立に実証できない場合、保険企業は事後判断（hindsight）を行い、これらの仮定を決定することができる。

繰延新契約費

保険会社は、本ASUを、移行日の帳簿価額を用いて繰延新契約費に対して適用する。帳簿価額は、その他の包括利益累計額に含まれる関連する金額がある場合、当該金額を控除するように調整される。

本ASUは、将来保険給付に係る負債と同様に、ガイダンスを遡及適用する選択肢を設けている。その場合、適用日における累積影響額を期首利益剰余金に計上する。

全ての保険契約の発行年度において、過去情報がどの程度利用可能であるかによって、本ASUを遡及適用することが制限される場合がある。移行措置と、繰延新契約費に用いる発行年度によるグルーピング方法は、将来保険給付に係る負債に対して用いられた方法と整合的でなければならない。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS アドバイザリー室

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書は KPMG LLP が発行している **Defining Issues- August 2018 No. 18-16** をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SEC レギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意ください。U.S. GAAP を適用する企業または SEC へのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関し、ご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。